

## ●香川県告示第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
株式会社F S国土開発 丸亀市田村町1780番地1-2F  
代表取締役 藤村 幸三
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
坂出市府中町字額山峯3507番3、3508番、3509番1、3509番2、3509番3、3509番4、3509番5、3509番7、3509番8、3559番1、3559番2、3559番3、3559番4、3559番5、3559番6、3559番7、3589番5、3589番6、3589番7、3589番8、3589番9、3589番10、3589番11、3589番20、3590番1、3590番2、3591番  
坂出市府中町字迹田原4139番、4141番、4142番、4143番1、4143番2、4143番3、4144番1、4144番2、4145番、4146番1、4146番2、4146番3、4147番1、4147番2、4148番、4149番、4150番、4151番、4152番、4153番1、4153番2、4154番、4155番1、4156番1、4156番2、4157番、4158番、4212番2、4213番、4214番1、4214番2、4214番3、4215番、4216番、4217番1、4217番2、4218番、4220番、4221番、4222番、4223番1、4223番2、4223番3、4223番4、4224番1、4224番2、4224番3、4224番4、4224番5、4224番6、4225番1、4225番2、4225番3、4226番、4227番、4228番、4229番、4230番、4231番、4232番1、4232番2、4232番4、4232番5、4233番1、4233番2、4234番1、4234番2、4234番3、4234番4、4234番5、4235番、4236番、4237番、4239番1、4239番2、4239番3、4239番4、4242番、4243番、4247番、4248番、4249番、4250番、4251番1、4251番2、4274番1、4274番5、4360番2、4362番3、乙4239番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物の最終処分場（安定型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類（ただし、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 5 申請年月日  
令和元年7月3日
- 6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
香川県環境森林部廃棄物対策課  
香川県中讃保健福祉事務所環境管理室  
坂出市市民生活部生活課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年7月19日（金曜日）から同年8月19日（月曜日）まで
- 7 意見書の提出期限等  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意

見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和元年9月2日(月曜日)

(2) 提出先

高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課

(3) 記載事項

ア 生活環境保全上の見地からの意見

イ 意見書提出者の氏名及び住所

ウ 対象事業の名称(株式会社F S国土開発の安定型最終処分場)

(4) 提出上の注意

意見書の形式は特に問わないが、日本語により記載すること。